



[判例研究] 個人情報の漏えいに基づくプライバシーの侵害と 企業の民事責任

——最判平成29年10月23日判時2351号7頁の検討——

千 手 崇 史

概要 情報化社会である現代、企業も大量の個人情報を取得し保有している。個人情報が漏えいしてしまうと、企業そのものだけではなく顧客やその家族、関係者にも多大な被害を及ぼしてしまう。本稿の取り扱う事例も、有名な会社による大規模な個人情報漏えい事件に関わる判決の一つである。裁判所は、個人情報の漏えいを「プライバシー権の侵害」として捉える。かかる「個人情報漏えいに基づくプライバシー権侵害」の問題につき、本件地裁判決、高裁判決、最高裁判決それぞれが違う考え方をとっている。本稿は主に最高裁判決に関して、これが何について結論を出したのか、また残された課題は何かについて、先例との比較を行いながら検討を行う。

キーワード 個人情報漏えい、プライバシー権、企業、不法行為、民事責任

原稿受理日 2019年5月27日

Abstract In this information-oriented society, corporations gather much personal information. Leakage of personal information causes huge damage on corporations, customers, their families, and other people involved. Also in this case, so much personal information has leaked out of a corporation, which is very famous in Japan. The Court thinks leakage of information as invasion of privacy rights. About the problem of “invasion of privacy rights caused by leakage of personal information”, the Courts (the Kobe District Court, the Osaka High Court, and the Supreme Court) adopt different logic each. In this article the author focus mainly on judgement of Supreme Court, and examines “What this judgement refer about?” and “What are the problems remained?”, taking into account of past case law.

Key words leakage of personal information, privacy rights, corporation, tort, civil liability

【事案の概要】

1. 事案と地裁判決の概要

本件被告（以下、Y社という）は通信教育等を業とする株式会社である。平成26年7月にY社の顧客のもとにダイレクトメール（DM）が届くという苦情が頻繁に寄せられたことで、大量の個人情報の漏えいが発覚した。それを受けて、Y社は調査委員会を設置して調査した結果（平成26年9月25日付文書⁽¹⁾）、派遣されていたシステムエンジニアが、名簿業者にY社の個人情報データベースを数百万円で売り、その後複数の名簿業者を通じて情報が拡散したことが発覚した⁽²⁾。漏えいした個人情報の件数は、延べ2億1,639件をくだらず、名寄せ作業の結果、漏えい件数として3504万件、人数として4858万人と報告されている⁽³⁾。Y社は、DMを大量郵送するビジネスモデルの刷新、従業員の教育やセキュリティ対策等の措置をとることを明らかにしたほか、顧客に対して情報1件あたり500円の金券を配布した⁽⁴⁾。極めて大規模な個人情報漏えい事件として社会の注目も浴び、現在1万人以上の顧客から、一人あたり55,000円程度の損害賠償を求めて集団訴訟も提訴されている⁽⁵⁾。それとは別に、Y社の個人会員の親であるXが原告となり提訴した事案が本件であり、Y社が保有していたXらの個人情報をY社の過失によって外部に漏えいさせた不法行為（民法709条（平成29年法第44号による改正前のもの、以下同じ））により精神的な苦痛を受けたとして、XがY社に損害賠償等（慰謝料10万円＋遅延損害金（民法に基づき年五分））を請求したものである。

第一審（神戸地裁姫路支判平成27年12月2日判時2351号11頁）は「被告が原告の氏名の情報を受領した事実及び同情報が流出（漏えい）した事実については、当事者間に争いが無い。

しかしながら、上記のとおり原告の氏名の情報が流出（漏えい）したのが、被告の過失行為によるものであることについて、これを基礎付けるに足りる具体的事情の主張立証が

(1) 株式会社ベネッセホールディングス「個人情報漏えい事故調査委員会による調査結果のお知らせ」（<https://blog.benesse.ne.jp/bh/ja/news/m/2014/09/25/docs/20140925%e3%83%aa%e3%83%aa%e3%83%bc%e3%82%b9.pdf>（最終アクセス2019年5月26日））。

(2) Y社は平成26年7月15日に、このシステムエンジニアを不正競争防止法違反の疑いで刑事告訴している（ベネッセ・前掲注(1)参照）。

(3) ベネッセ・前掲注(1)4頁-5頁。

(4) ベネッセ・前掲注(1)8頁以下。

(5) ベネッセ個人情報漏洩事件被害者の会事務局「ベネッセ個人情報漏洩事件被害者の会」（<http://www.benesse-saiban.com/pc/index.html>）（最終アクセス2019年5月26日）。

なく、被告が原告に対して不法行為責任を負うと認めることはできない。」と判示した。すなわち、地裁判決は「Xの氏名の漏えい」の事実のみを認定した上で、Yの過失による漏えいであるとの主張立証がなされていないとの理由でXの請求を棄却した。

2. 原審（高裁）の認定事実・争点と判決

X側から控訴がなされたが、原審（大阪高判平成28年6月29日判時2351号9頁）判決は、①本件個人情報（認定によれば、A（Xの子）の氏名、性別（女）、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、保護者名（X））が遅くとも平成26年6月27日までにY社の外部に漏えいした事実、②本件漏えいはY社においてシステムの開発、運用を行っていた会社の業務委託先の従業員であったBが、データベースからY社の顧客等にかかる情報（延べ2億1,639万件）を不正に持ち出し、当該個人情報の全部または一部を複数の名簿業者に売却したことによって起こったことを新たに認定した。その上で、原審では以下の3点が争点とされた。

(1) 【争点1】本件個人情報が控訴人（X）のものであるか否か

ここで争われているのは、要するに本件個人情報がXのものかAのものかという点である。具体的に、控訴人（X）は、Xの氏名を含む個人情報が一か所にまとめて記録されていたのであれば容易に連携・結びつけることが可能であり、本人と保護者が別居しているというような例外的な場合があるからといってこのことは否定されない旨主張している。これに対して、被控訴人（Y社）は、本件個人情報がAの情報として登録されていること、保護者は親権者とは別の概念であること、保護者と本人とが別居している場合もあることを前提に、Aの保護者としてのXの「氏名情報」を受領し、それを漏えいした事実のみを認めつつ、「控訴人」つまりXのその余の個人情報の漏えいはない旨主張した。

(2) 【争点2】本件漏えいについての被控訴人（Y社）の過失

これに関して、控訴人（X）は、二つの理由からY社の過失を基礎づけている。第一は、Y社が個人情報保護法20条、21条、22条の義務を怠り、本件個人情報を含む多くの個人情報を流出させ、控訴人を含む多くの顧客のプライバシー侵害を放置・助長していたという理由である^⑥。第二は、Y社が具体的に言うべき具体的な行為は、その親会社の「個人情報

⑥ 個人情報保護法に照らして考えると、本件Yも「個人情報データベース」を事業の用に供する「個人情報取扱事業者」に該当する（個人情報保護法2条3項）。Yの保有する「個人データ」に関しては「安全管理措置（同法20条）」すなわち、データの漏洩、滅失、毀損の防止などの措置が義務づけられる（当該義務の詳細につき、瓜生和久編著『一問一答 平成27年改正個人情報保護法』69頁以下（商事法務、2015）、右崎正博ほか編『別冊法学セミナー224号 新基本法コメントール 情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法（情報関連7法）』208頁以下〔新保史生執筆〕

漏えい事故調査委員会による調査結果について⁽⁷⁾」と題する文書によって広く世間に報告した内容の通りであるが、「アラートシステムの設定ミス」「書き出し制御の不徹底」などに関して、常にデータベースの個人情報が流出をしていないか監視し、また、ダミーデータを入れ替え、当該データの住所や連絡先に勧誘がないかを定期的にチェックするなどのことをすべきであり、これらを怠った過失があるという主張である。

これに対して、被控訴人（Y社）は、第一の主張に関して、個人情報保護法上の義務は公法上の義務なので直ちにその違反が民法上の不法行為責任を基礎づける理由にはならないと反論している。また、第二の主張に対しては、アラートシステムの不徹底等は被控訴人ではなくD社（業務委託先）にかかるものであるし、監視やダミーデータの件には「本件報告書にはない」として反論している。

(3) 【争点3】本件漏えいによる被控訴人（X）の損害

控訴人（X）は、本件漏えいによって精神的苦痛を受け、それは10万円相当であると主張する。これに対して、被控訴人（Y社）は、漏えいした「Xの情報」は氏名のみであることを前提に、これは登記や官報においても公示されるなど要保護性が低いこと、また、Y社は漏えい発覚後速やかに謝罪をし、再発防止や二次被害防止のために取組みをすることともに、お詫びのしるしとして500円の金券を送付するなど、Xの精神的損害を軽減する対応を行い今後も継続することなどから、Xが精神的不快感を被ったとしても、それは法的に慰謝料が発生するほどのものではないことを理由として争っている。

以上のうち、まず【争点1】に関して、原審判決は下記の通り「年齢から推察して親子が同居していることから、当該親子の個人情報が共通する」というポイントを指摘することで、漏えいした情報は「Xの氏名のみではない」という結論を導き出した。もっとも、【争点3】に関して、下記の通り「(漏えいによる) 不快感や不安は被侵害利益たりえない」「損害に関する主張立証がない」という理由で控訴を棄却した。以下、判旨の該当箇所を引用する。

「本件個人情報のうち、Aの郵便番号、住所、電話番号は、Aが、本件漏えい当時、10

〔筆〕（日本評論社、2013年）、岡村久道著『個人情報保護法〔第3版〕』216頁以下（商事法務、2017）。そのほか、「従業者（同法21条）」や「委託先（同法22条）」を監督する義務も課される。なお、「個人情報取扱事業者」は、これら、またはその他の義務に違反した場合には主務大臣から勧告・命令（同法34条）がなされ、不正な利益を得る目的で個人情報データベース等を提供、盗用した場合には、刑事罰（1年以上の懲役又は50万円以下の罰金）も科されうる（同法82条）。このように、本件Yは個人情報保護法に違反している可能性が高い。もっとも、同法には民事責任の規定がなく、また民事責任との関連で保護されるべき利益に関する規定も持たない。私的な団体が個人情報漏えいをした場合の民事責任は常に不法行為（民法709条）や債務不履行（民法415条）などの民事責任の規定を介して行うことになる。

(7) ベネッセ・前掲注(1)。

歳未満の未成年者であると認められることからすると、控訴人の郵便番号、住所、電話番号でもありと推認することができるから、控訴人の個人情報であると認められる。被控訴人が主張するように、本人と保護者が別居している場合もあり得るが、本人が10歳未満の未成年者である場合には、それは、例外的な場合であると考えられるから、そのような例外的な場合があるからといって、上記判断が左右されることはないというべきである。

本件個人情報のうち、Aの氏名、性別、生年月日は、控訴人の個人情報そのものではないとしても、控訴人の家族関係を表す情報ということができる。被控訴人が主張するように、保護者は、親権者とは異なる概念であり、保護者が、本人の家族でない場合もあり得るが、それは、例外的な場合であると考えられるから、そのような例外的な場合があるからといって、上記判断が左右されることはないというべきである。

したがって、本件漏えいは、控訴人の氏名、郵便番号、住所、電話番号及びその家族である者の氏名、性別、生年月日が漏えいしたものであるということができる。

（中略）

自己の氏名、郵便番号、住所、電話番号及びその家族である者の氏名、性別、生年月日が名簿業者に売却されて漏えいすると、通常人の一般的な感覚に照らして、不快感のみならず、不安を抱くことがあるものと認められる。

しかし、そのような不快感や不安を抱いただけでは、これを被侵害利益として、直ちに損害賠償を求めることはできないと解するのが相当である。

本件においては、本件漏えいによって、控訴人が迷惑行為を受けているとか、財産的な被害を被ったなど、上記の不快感や不安を超える損害を被ったことについて主張、立証はない。

したがって、控訴人が被控訴人に対して損害賠償を求めることはできないというべきである。」

なお、上記のように「被侵害利益」「損害発生」の要件が満たされていない時点で控訴が棄却されるため、原審においてその余の判断はなされていない。

【判旨】破棄・差戻し

上記結論を採った原審判決に対して、X側から上告がなされたが、下記の通り、最高裁は過去の判例を引用した上でXのプライバシー権をYが侵害したことを認め、「損害（精神的損害の有無および程度）」につきさらに審理させるために、事件を高等裁判所に差し

戻した。最高裁の判旨の該当箇所を引用する。

「本件個人情報、原告のプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきであるところ（最高裁平成14年（受）第1656号同15年9月12日第二小法廷判決・民集57巻8号973頁参照）、上記事実関係によれば、本件漏えいによって、原告は、そのプライバシーを侵害されたといえる。

しかるに、原審は、上記のプライバシーの侵害による原告の精神的損害の有無及びその程度等について十分に審理することなく、不快感等を超える損害の発生についての主張、立証がされていないということのみから直ちに原告の請求を棄却すべきものとしたものである。そうすると、原審の判断には、不法行為における損害に関する法令の解釈適用を誤った結果、上記の点について審理を尽くさなかった違法があるといわざるを得ない。」

なお、本稿執筆当時、差戻審に事件が係属中である。

【検討】判旨に賛成する

1. はじめに

(1) 検討の理由と本稿の目標

最高裁平成29年10月23日判時2351号7頁（以下、本判決という）⁽⁸⁾は、わが国通信教育業界において大手である企業が管理する個人情報が漏えいした事件である。漏えいしたとされる個人情報は延べ2億1639万件を下らない等、極めて大規模な漏えい事件であり、漏えい元である企業がわが国を代表する企業の一つであったことなどから大きく報道もされる⁽⁹⁾など、社会的な影響も大きかった⁽¹⁰⁾。インターネット上で多くの情報がやりとりされる現代、デジタルの個人情報が漏えい・拡散した場合の被害は深刻であるが、まだ裁判例が少ない。その状況下出された本件最高裁判決を検討する価値は高いと思われる。また、本件と同じ漏えい事件による被害者の訴訟が多数係属⁽¹¹⁾する中、個人が原告となった事案であ

(8) 本判決に関する評釈等として、松浦聖子「判批」法セミ765号122頁（2018）、千葉恵美子「判批」『平成29年度重要判例解説』77頁（有斐閣、2018）、山下純司「判批」法教449号123頁（2018）、本村健ほか「判例紹介」商事2156号52頁（2018）、加藤新太郎「個人情報漏えいに基づくプライバシー侵害（不法行為）の成否」NBL 1127号96頁（2018）、影島広泰「ベネッセ事件最高裁判決（平29.10.23）にみる情報管理の教訓」ビジネス法務2018年4月号74頁（2018）、高松志直「判批」NBL 1109号21頁（2017）。

(9) 日本経済新聞（電子版）2014年7月16日「派遣 SE「データ数百万円で売った」ベネッセ漏洩」。

(10) なお、この事件を契機として個人情報保護法が改正され、個人情報データベース等提供罪（83条）が新設された（柴野相雄「判批」木目田裕＝佐伯仁志編・実務に効く企業犯罪とコンプライアンス判例精選221-222頁（有斐閣、2016）参照）。

(11) ベネッセ個人情報漏洩事件被害者の会事務局・前掲注(5)参照。

る本件最高裁判決が先に出ているが、これは今後出される同事件の被害者集団が原告となった集団訴訟や同種事件において参考になるところも多くあるであろう。本件最高裁判決は「個人情報の漏えいによるプライバシー権侵害」という問題に関する初の最高裁判決である。最高裁は当該問題につきどこまで踏み込み、どのように結論を出したのか、また、本件最高裁判決で積み残された課題は何か。この最高裁判決の意義や位置づけと、今後の課題を整理することが本稿の目標である。本稿は、まず不法行為法上保護される「プライバシー権」の概念と先例を簡単に紹介した後、本件事案の判決と比較検討することで、上記目標にアプローチしたい。

(2) 本件における争点の整理

本件で問題となっているのは不法行為に基づく損害賠償請求権である。民法709条を確認すると「権利または法律上保護される利益」の侵害に対して損害賠償責任が発生する旨規定されている。また、710条は「他人の身体、自由若しくは名誉¹²⁾」など、財産以外のものの侵害に対してやはり損害賠償責任が発生する旨規定されている。このように、不法行為に基づく損害賠償責任が発生するためにはこの「被侵害利益」の要件が満たされる必要がある。

ここで、各裁判所は【図1】にまとめた通りそれぞれ別々の認定・判示をしている。

【図1 本件事案における各審級裁判所の判断の概要】		
地裁	高裁（原審判決）	最高裁
<p>Xの氏名情報のみ漏えい 過失の主張立証なし →損害賠償請求認めず</p>	<p>Xの複数の情報が漏えい 被侵害利益なし 損害の主張立証なし →損害賠償請求認めず</p>	<p>Xのプライバシーを侵害 被侵害利益あり →損害につき差戻し</p>

このうち、地裁と高裁の結論を分けたのは「子供の情報の漏えいにより親が権利を侵害されたか【争点1】」という点である。一方、原審判決（高裁）と本判決（最高裁）の考え方の違いは「被侵害利益」に関する理解の違いからきていると考えられ、これが損害発生の有無【争点3】にも影響を及ぼしていると推察する。すなわち、原審判決は、個人情報漏えいにより害されうるのは「不快感や不安」であると考え、これが法的に保護されるべき「被侵害利益」たりえないと解釈した上、これを超える損害を被った点の主張立証が

12) 我妻ほか著・後掲注(4)185頁、遠藤編・後掲注(4)56頁 [田井執筆]。

ないことも加味して責任を認めなかった。これに対して、最高裁は過去の最高裁判決を引用し、法的な保護に値する「プライバシー」の権利を侵害したと解釈し、「損害」発生について審理させるため高裁に事件を差し戻している。権利・利益の侵害の有無の前提として、プライバシー権につきどのような理解をすればよいかという点が重要であろう。なお、【争点2】(本件漏えいについての被控訴人(Y社)の過失)も重要であるが、上記の通り最高裁はこれに関して判断しておらず、まだ差戻審の判断が出されていない(本稿執筆時)。この点については本稿では論じず、差戻審の結論や議論のさらなる進展を待ってから改めて論じたい⁽³⁾。

2. 不法行為法と「プライバシー権」に関する過去の裁判例

上記【争点1】【争点3】に関して考察する前提として、不法行為法上の「プライバシー権」の議論を整理する。総論として、我が国の不法行為法上、「被侵害利益」要件との関連で、プライバシー権が保護されるべきことに関して、現在はほぼ異論がない⁽⁴⁾が、その権利の性質や内容に関しては議論の変遷がある。プライバシー権は古くは「ひとりにしておいてもらう権利(私事に関してみだりに公開されない権利)⁽⁵⁾」として、いわば消極的な権利として理解されてきた⁽⁶⁾。しかし、情報化社会の進展に伴い、公権力や私的機関が個人情報や多量に集積・保有する状況に鑑み、近年はこれを「自己情報コントロール権⁽⁷⁾」

(3) なお、同じ事件に関する別件訴訟で、千葉地裁がこれに関する判断をしている(千葉地裁平成30年6月20日金判1548号48頁)。これについては本文の最後で言及する。

(4) 加藤・後掲注(2) NBL 566号61頁, 林良平編『注解 判例民法 債権法Ⅱ』1127頁[四宮章夫=田中等=田積司=米田秀実](青林書院, 1989), 遠藤浩編『別冊法学セミナー187号 基本法コンメンタール 債権各論Ⅱ』56-57頁[田井義信執筆](日本評論社, 第2版, 2005), 内田貴著『民法Ⅱ 第3版 債権各論』375頁以下(東京大学出版会, 2011), 能見善久=加藤新太郎編『論点体系 判例民法<第2版> 7 不法行為Ⅰ』319頁~[前田陽一執筆](第一法規, 2013), 窪田充見編『新注釈民法(5)債権(8)』526頁以下[水野謙執筆](有斐閣, 2017)など。なお、我妻栄=有泉亨=清水誠著『[新版]コンメンタール民法Ⅳ 事務管理・不当利得・不法行為』158頁(日本評論社, 第2版, 1998)は「名誉」の項で説明する。

(5) 我が国の代表的な裁判例としては、東京地裁昭和39年9月28日下民集15巻9号2317頁(宴のあと事件判決)が「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」としてのプライバシー権について判示している。当該判決は、「公開された内容が(イ)私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることからであること、(ロ)一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立つた場合公開を欲しないであろうと認められることがらであること、換言すれば一般人の感覚を基準として公開されることによつて心理的な負担、不安を覚えるであろうと認められることがらであること、(ハ)一般の人々に未だ知られていないことがらであること」を、私法上の救済の要件として掲げた。判タ165号184頁掲載。評釈として、根森健「判批」長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅰ(第6版)』138頁(有斐閣, 2013年), 伊藤正己「判批」小林直樹編著『ジュリスト増刊 憲法の判例(第3版)』125頁(有斐閣, 1977年)。五十嵐清「判批」伊藤正己編『マスコミ判例百選(第2版)』122頁(有斐閣, 1971年)など。

(6) 林編前掲注(4)・127頁[四宮ほか執筆], 我妻ほか著・前掲注(4)158頁, 遠藤編・前掲注(4)56-57頁[田井執筆], 内田著・前掲注(4)375頁以下, 能見=加藤編前掲注(4)319頁[前田執筆], 窪田編・前掲注(4)526頁以下[水野執筆]など。

(7) 佐藤幸治「プライバシーと知る権利」法セミ359号18頁(1984)。

として理解することで、さらに積極的に個人情報の集積・蓄積・処理・利用・公表等による被害に対して保護を求める考え方が支持を集めている¹⁸⁾。これを前提として、以下、「プライバシー権」の侵害が問題とされた事件のうち、本稿との関係で重要性の高いものを中心に、具体的に判例・裁判例がどのような考えをとってきたかを概観する。

(a) 最判昭和56年4月14日民集35巻3号620頁¹⁹⁾（前科照会事件）

まず、労働者の解雇事件の委任を受けていた（会社側の）弁護士が弁護士法23条の2に基づき犯罪経歴の照会を区に対して求めたのに対して、区長が漫然と照会に応じてしまい前科や犯罪経歴のすべてを弁護士・会社側に報告してしまった事案において、最高裁は「前科及び犯罪経歴（以下「前科等」という。）は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであつて、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科等をみだりに漏えいしてはならないことはいうまでもないところである。前科等の有無が訴訟等の重要な争点となつていて、市区町村長に照会して回答を得るのでなければ他に立証方法がないような場合には、裁判所から前科等の照会を受けた市区町村長は、これに応じて前科等につき回答をすることができるのであり、同様な場合に弁護士法二三条の二に基づく照会に応じて報告することも許されないわけのものではないが、その取扱いには格別の慎重さが要求されるものといわなければならない。」と判示した。

確かに、上記判旨だけでは、前科照会事件がプライバシーの先例といえるか否かが判然とせず、最高裁が法廷意見としてプライバシー権という用語を明確に用い、またその侵害に関する判断基準を形成するのは後の事件の判決であるが、本件前科照会事件はプライバシー権の重要な先例であったと理解されている²⁰⁾。さらに、伊藤補足意見がプライバシー

18) 林編・前掲注(4)1127頁〔四宮ほか執筆〕、我妻ほか著・前掲注(4)158頁、遠藤編・前掲注(4)56-57頁〔田井執筆〕、能見＝加藤編・前掲注(4)319-320頁〔前田執筆〕。なお、本文に掲げた二つの理解を批判し、プライバシー権を「自己のイメージをコントロールする権利」と理解する見解（棟居・後掲注(2)56頁）もあるが、支持を集めていない。

19) 前科照会事件の掲載誌として、判タ442号55頁。また、評釈として、平松毅「判批」『昭和56年度重要判例解説』17頁（有斐閣、1982）、飯塚和之「判批」長谷部恭男ほか編『メディア判例百選』96頁（有斐閣、2005）、竹中勲「判批」長谷部恭男ほか編『憲法判例百選I〔第6版〕』42頁（有斐閣、2013）、椎橋邦「判批」高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選〔第5版〕』156頁（有斐閣、2015）、稲葉一将「判批」宇賀克也ほか編『行政判例百選I〔第7版〕』86頁（有斐閣、2017）。

20) 稲葉・前掲注(9)87頁、滝澤・後掲注(2)500（202）頁。本文で後に掲げるノンフィクション『逆転』事件が本件前科照会事件を引用した上で「プライバシー侵害」について判示していることから、『逆転』事件もプライバシー侵害の事例であったことが遡及的に確認された（飯塚・後掲注(2)81頁参照）といえよう。なお、竹中・前掲注(9)43頁は前科照会事件の「プライバシー」権としての先例的意義を認めることに加え、この判示が「自己情報コントロール権」的な発想に立っていることを前提としていると指摘する。

という用語を用いてその権利性を明らかにし、またその判断基準を提示している点は見落としてはならない²⁰⁾。

(b) 最判平成6年2月8日民集48巻2号149頁²¹⁾ (ノンフィクション『逆転』事件)

これは、被告Yのノンフィクション作品である著作においてXの実名が使用され、Xが起こした刑事事件につき有罪判決を受け服役したという前科に関わる事実が公表されたため、プライバシー権を侵害されたとしてYに対して民法709条に基づいて慰謝料等を求めた事案である。最高裁は次に引用する通り判示した。

「ある者が刑事事件につき被疑者とされ、さらには被告人として公訴を提起されて判決を受け、とりわけ有罪判決を受け、服役したという事実は、その者の名誉あるいは信用に直接にかかわる事項であるから、その者は、みだりに右の前科等にかかわる事実を公表されないことにつき、法的保護に値する利益を有するものというべきである（最高裁昭和五二年（オ）第三二三号同五六年四月一四日第三小法廷判決・民集三五巻三号六二〇頁参照）。この理は、右の前科等にかかわる事実の公表が公的機関によるものであっても、私人又は私的団体によるものであっても変わるものではない。そして、その者が有罪判決を

²⁰⁾ 前科照会事件の伊藤正巳補足意見は、下記に一部引用する通り、プライバシーという用語を用いてその権利性を明らかにしているほか、本文で述べる「比較較量説」と同様の判断基準を用いている。

「他人に知られたくない個人の情報は、それがたとえ真実に合致するものであつても、その者のプライバシーとして法律上の保護を受け、これをみだりに公開することは許されず、違法に他人のプライバシーを侵害することは不法行為を構成するものといわなければならない。このことは、私人による公開であつても、国や地方公共団体による公開であつても変わるところはない。国又は地方公共団体においては、行政上の要請など公益上の必要性から個人の情報を収集保管することがますます増大しているのであるが、それと同時に、収集された情報がみだりに公開されてプライバシーが侵害されたりすることのないように情報の管理を厳にする必要も高まっているといつてよい。近時、国又は地方公共団体の保管する情報について、それを広く公開することに対する要求もつよまつてきている。しかし、このことも個人のプライバシーの重要性を減退せしめるものではなく、個人の秘密に属する情報を保管する機関には、プライバシーを侵害しないよう格別に慎重な配慮が求められるのである。

本件で問題とされた前科等は、個人のプライバシーのうちでも最も他人に知られたくないものの一つであり、それに関する情報への接近をきわめて困難なものとし、その秘密の保護がはかられているのもそのためである。もとより前科等も完全に秘匿されるものではなく、それを公開する必要の生ずることもありうるが、公開が許されるためには、裁判のために公開される場合であっても、その公開が公正な裁判の実現のために必須のものであり、他に代わるべき立証手段がないときなどのように、プライバシーに優越する利益が存在するのでなければならず、その場合でも必要最小限の範囲に限って公開しうるにとどまるのである。このように考えると、人の前科等の情報を保管する機関には、その秘密の保持につきとくに厳格な注意義務が課せられていると解すべきである。」

²¹⁾ ノンフィクション『逆転』事件の掲載誌として、判タ933号90頁。判例解説・判批として、堀部政男「判批」ジュリ1053号85頁（1994）、加藤新太郎「判批」NBL 566号59頁（1995）、前田陽一「判批」協113巻2号342頁（1996）、滝澤孝臣「判例解説」曹時49巻2号475（177）頁（1997）、増永謙一郎「判批」判タ978号102頁（1998）、大村敦志「判批」法教356号126頁（2010）、長谷部恭男「判批」長谷部恭男ほか編『憲法判例百選 I [第6版]』140頁（2013）、大石泰彦「判批」長谷部恭男ほか編『メディア判例百選 第2版』92頁（2018）。なお、原審判決・地裁判決に関する判批で参考になるものとして、棟居快行「判批」ジュリ905号56頁（1988）、飯塚和之「判批」判タ671号81頁（1988）、五十嵐清「判批」リマークス1号111頁（1990）。

受けた後あるいは服役を終えた後においては、一市民として社会に復帰することが期待されるのであるから、その者は、前科等にかかわる事実の公表によって、新しく形成している社会生活の平穩を害されその更生を妨げられない利益を有するというべきである。

もっとも、ある者の前科等にかかわる事実は、他面、それが刑事事件ないし刑事裁判という社会一般の関心あるいは批判の対象となるべき事項にかかわるものであるから、事件それ自体を公表することに歴史的又は社会的な意義が認められるような場合には、事件の当事者についても、その実名を明らかにすることが許されないとはいえない。また、その者の社会的活動の性質あるいはこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度などのいかんによっては、その社会的活動に対する批判あるいは評価の一資料として、右の前科等にかかわる事実が公表されることを受忍しなければならない場合もあるといわなければならない（最高裁昭和五五年（あ）第二七三号同五六年四月一六日第一小法廷判決・刑集三五卷三号八四頁参照）。

（中略）

そして、ある者の前科等にかかわる事実が実名を使用して著作物で公表された場合に、以上の諸点を判断するためには、その著作物の目的、性格等に照らし、実名を使用することの意義及び必要性を併せ考えることを要するというべきである。

要するに、前科等にかかわる事実については、これを公表されない利益が法的保護に値する場合があると同時に、その公表が許されるべき場合もあるのであって、ある者の前科等にかかわる事実を実名を使用して著作物で公表したことが不法行為を構成するか否かは、その者のその後の生活状況のみならず、事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その当事者の重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性をも併せて判断すべきもので、その結果、前科等にかかわる事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合には、その公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができるものといわなければならない。なお、このように解しても、著作者の表現の自由を不当に制限するものではない。」

やはりこの判決も「プライバシー権」の用語を使っていないが、上記判示内容は現在議論されているプライバシー権であることは明らかである²³。また、諸事情を考慮要素に入

²³ 滝澤・前掲注²²499（201）頁，大村・前掲注²²130頁，加藤・前掲注²²NBL 566号60-61頁など。なお、長谷部・前掲注²²141頁は、この事件の地裁・高裁判決が「プライバシー」の用語を使っていたのに最高裁判決がそれを使っていないことに一定の注意を示しつつも、本稿本文で後掲する長良川リンチ殺人事件報道訴訟においてノンフィクション『逆転』事件を引用した上でプライバシー権という用語を明示的に用いていることから、ノンフィクション『逆転』事件が「プライバシー侵害により不法行為が成立する場合を判断する拠り所を示した先例として意義を持つ

れた比較衡量によってその侵害の有無を決するという判断基準も読み取れる²⁴⁾。

(c) 最判平成15年3月14日民集57巻3号229頁²⁵⁾ (長良川リンチ殺人事件報道訴訟)

これは、当時未成年であった被告人(Xという。最高裁では被上告人。)が青年4名を殺害したとして逮捕され、殺人、強盗殺人などの罪で起訴された刑事事件が係属中、Y(出版社)発行の週刊誌に、容易にXと推知することができる仮名X'(Xの実名「甲山一郎」の4文字中2文字を変えた「甲野太郎」なる偽名)を用いて、「犯行態様(犯人情報)、非行歴、交友関係(履歴情報)」など(以下、この項において本件情報という)が記載された記事が掲載されたという事件である。本件記事掲載により名誉を毀損され、プライバシーを侵害されたとして、民法709条に基づいてXがYに対して損害賠償責任を求めた事案である²⁶⁾。最高裁は下記の通り判示し、本件情報はプライバシーにかかる情報としての保護を受けることを明らかにした。(なお、当時の少年法61条が禁止する推知報道に該当するか否かも問題とされているが、この点は省略する。)

「被上告人は、本件記事によって、「甲山一郎」が被上告人であると推知し得る読者に対し、被上告人が起訴事実に係る罪を犯した事件本人であること(以下「犯人情報」という。)及び経歴や交友関係等の詳細な情報(以下「履歴情報」という。)を公表されたことにより、名誉を毀損され、プライバシーを侵害されたと主張しているところ、本件記事に記載された犯人情報及び履歴情報は、いずれも被上告人の名誉を毀損する情報であり、また、他人にみだりに知られたくない被上告人のプライバシーに属する情報であるというべきである。そして、被上告人と面識があり、又は犯人情報あるいは被上告人の履歴情報を知る者は、その知識を手がかりに本件記事が被上告人に関する記事であると推知すること

ㄨことに疑いを容れる余地はもはやない」旨述べる。ノンフィクション『逆転』事件の最高裁判決が「プライバシー」の用語を避けたのは、当時プライバシーの概念が未確定・不正確であったことなどが影響しているであろう(増永・前掲注②103頁)。なお、プライバシー権の理解の仕方に関して、判例解説はプライバシー概念の多義性を指摘するのみで、この事件の最高裁判決がどのような理解に立ったものかを明示してはいないが(滝澤・前掲注②475(177)頁以下)、この事件の原審判決が「自己情報コントロール権」の影響を受けていると指摘する評釈がある(加藤・前掲注② NBL 566号63頁、飯塚・前掲注②84頁、五十嵐・前掲注②114頁、堀部・前掲注②86頁)。

②4 加藤・前掲注② NBL 566号60頁。

②5 長良川リンチ殺人事件報道訴訟の判決コメント・解説として、判タ1126号97号、三村晶子「判例解説」曹時58巻1号1号276頁(2006)。評釈として、高井裕之「判批」法教282号(判例セレクト2003)4頁(2003)、青柳幸一「判批」『平成15年度重要判例解説』16頁(有斐閣、2004)、前田陽一「プライバシー侵害の不法行為に関する最近の二つの最高裁判決」判タ1144号88頁(2004)、飯塚和之「判批」NBL 786号75頁(2004)、右崎正博「判批」堀部政男ほか『メディア判例百選』100頁(有斐閣、2005)、上村都「判批」長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅰ[第6版]』150頁(有斐閣、2013)、實原隆志「判批」長谷部恭男ほか編『メディア判例百選[第2版]』96頁(有斐閣、2018)。

②6 なお、厳密には「名誉」の侵害と「プライバシー権」の侵害の二つが問題とされているが、本稿は後者に関してのみ紹介する。

が可能であり、本件記事の読者の中にこれらの者が存在した可能性を否定することはできない。そして、これらの読者の中に、本件記事を読んで初めて、被上告人についてのそれまで知っていた以上の犯人情報や履歴情報を知った者がいた可能性も否定することはできない。

したがって、上告人の本件記事の掲載行為は、被上告人の名誉を毀損し、プライバシーを侵害するものであるとした原審の判断は、その限りにおいて是認することができる。」

続けて、この事件におけるプライバシーの侵害が不法行為を構成するか否かについて、最高裁は下記の通り判示し、下記事項についてさらに審理させるために事件を差し戻した。

「ところで、本件記事が被上告人の（中略）プライバシーを侵害する内容を含むものとしても、本件記事の掲載によって上告人に不法行為が成立するか否かは、被侵害利益ごと違法性阻却事由の有無等を審理し、個別具体的に判断すべきものである。

（中略）プライバシーの侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立するのであるから（最高裁平成元年（オ）第1649号同6年2月8日第三小法廷判決・民集48巻2号149頁）、本件記事が週刊誌に掲載された当時の被上告人の年齢や社会的地位、当該犯罪行為の内容、これらが公表されることによって被上告人のプライバシーに属する情報が伝達される範囲と被上告人が被る具体的被害の程度、本件記事の目的や意義、公表時の社会的状況、本件記事において当該情報を公表する必要性など、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由に関する諸事情を個別具体的に審理し、これらを比較衡量して判断することが必要である。」

以上の通り、この事件は前記ノンフィクション『逆転』事件を引用した上で、「プライバシー」の用語を明確に用いてその要保護性を肯定している。また、不法行為責任の成否との関連で、前記ノンフィクション『逆転』事件同様、諸事情を考慮要素に入れた上で比較較量する方法を用いている。

(d) 最判平成15年9月12日民集57巻8号973頁⁷⁾（早稲田大学名簿提供事件）

これは、Yの設置するW大学の主催する江沢民中華人民共和国国家主席（当時）への講演会に参加した者の氏名等が記載された名簿の写しを警視庁に提出したことに關して、大

⁷⁾ 早稲田大学名簿提供事件に関する判決コメント・解説として、判時1837号3頁、杉原則彦「判例解説」曹時56巻11号217頁（2004）。また、この事件に関する評釈等として、浅井弘章「判批」銀法629号16頁（2004）、杉原則彦「判例解説」曹時56巻11号217頁（2004）、高井裕之「判批」『平成15年度重要判例解説』89頁（2004）、前田陽一「判批」『平成15年度重要判例解説』10頁（2004）、安部勝「判批」判タ1184号70頁（平成16年度主要民事判例解説）（2005）。

学の学生であり当該講演会への参加者でもあったXらが、自らのプライバシーを侵害されたとしてYに対して（民法709条に基づき）損害賠償を求めた事案である。なお、警察に提供された情報は「学生の氏名、学籍番号、住所、電話番号、当該学生が当該講演会の参加申込者であること」である。最高裁は、まず情報の要保護性について以下の通り判示した。

「本件個人情報、早稲田大学が重要な外国国賓講演会への出席希望者をあらかじめ把握するため、学生に提供を求めたものであるところ、学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、早稲田大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。また、本件講演会に参加を申し込んだ学生であることも同断である。しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報は、上告人らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである。」と判示して、不法行為の「被侵害利益」としての要保護性を確認している。

最高裁はさらに続けて「このようなプライバシーに係る情報は、取扱い方によっては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれのあるものであるから、慎重に取り扱われる必要がある。本件講演会の主催者として参加者を募る際に上告人らの本件個人情報を収集した早稲田大学は、上告人らの意思に基づかずのみだりにこれを他者に開示することは許されないというべきであるところ、同大学が本件個人情報を警察に開示することをあらかじめ明示した上で本件講演会参加希望者に本件名簿へ記入させるなどして開示について承諾を求めることは容易であったものと考えられ、それが困難であった特別の事情がうかがわれない本件においては、本件個人情報を開示することについて上告人らの同意を得る手続を執ることなく、上告人らに無断で本件個人情報を警察に開示した同大学の行為は、上告人らが任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、上告人らのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成するというべきである。」として、原判決を破棄し、事件を高裁に差し戻している。

この判決は、本判決がプライバシー権を被侵害利益と認めるにあたり論拠とした事件でもある。上記引用からわかる通り、この早稲田大学名簿提供事件もこれまでの判例同様、プライバシー権^㉞の要保護性を肯定している。もっとも、この判例は前掲ノンフィクショ

㉞ なお、この判決が「自己情報コントロール権」の理解をとっているかには争いがある（否定説として、窪田編・前掲注(4)539-540頁以下〔水野執筆〕）。

ン『逆転』事件や長良川リンチ殺人事件報道訴訟の最高裁判決とは異なり、専ら「同意を得ずに他者にプライバシー情報を開示した」か否かを問題としている。

(e) 大阪地判平成18年5月19日判時1948号122頁²⁹⁾ (Yahoo! BB 事件)

上記まではすべて最高裁の事件であったが、念のため本件事案によく似た最近の事件について、下級審がどのような判断をしているか、簡単に見ておこう。まず、本件事案に似た事件として Yahoo! BB 事件も紹介する。これは、Yahoo! BB の名称でインターネット通信サービスを展開する複数の会社が保有する個人情報（住所・氏名・電話番号・メールアドレス・ヤフー ID・ヤフーメールアドレス・申込日）が、保守管理をかつて担当していた派遣従業員の不正アクセスにより漏えいした事案において、大阪地裁は「個人の識別等を行うための基礎的な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が高いものではない。」「しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しくない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、これらの個人情報は、原告らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである。」と判示して、プライバシー権侵害による慰謝料（共同不法行為に基づく）を認めた。

プライバシー権の要保護性はもはやこの時点では疑いのないものとなっているが、不法行為責任の成否との兼ね合いで、「早稲田大学名簿提供事件」同様、同意を得ずに開示したか否かのみを基準としている。

(f) 東京高判平成19年8月28日判タ1264号299頁³⁰⁾ (TBC 事件)

これも下級審の判決である。「TBC」の名称でエステティックサロンを経営する会社が保有する「氏名、住所、年齢、性別、職業、電話番号、メールアドレス及びスリーサイズ・希望コース名」などの個人情報が、当該会社の過失によって一時自由にアクセス可能な状態におかれ、インターネット上で漏えいしたため、当該顧客等が不法行為・使用者責任に基づいて当該会社へ損害賠償を求めた事案において、まず原審判決がプライバシー権の要保護性を明らかにした³¹⁾ ことを前提として、「エステティックは、一般には全身美容術の意

²⁹⁾ この事件の評釈として、神作裕之「判批」廣瀬久和・河上正二編『消費者法判例百選』236頁（有斐閣・2010）、田中宏「判批」リマックス36号67頁（2007）。

³⁰⁾ 評釈として、浦川道太郎「判批」リマックス38号66頁（2009）。

³¹⁾ 原審である東京地判平成19年2月8日判タ1262号270頁の該当箇所を引用する。

「氏名、住所、電話番号及びメールアドレスは、社会生活上個人を識別するとともに、その者に対してアクセスするために必要とされる情報であり、一定の範囲の者に知られ、情報伝達のための手段として利用されることが予定されているものであるが、他方で、そのような情報であっても、それを利用して私生活の領域にアクセスすることが容易になることなどから、自己が欲しくない他者にはみだりにそれを開示されたくないと思えるのは自然なことであり、そのような情報がみだりに開示されないことに対する期待は一定の限度で保護されるべきものである。また、職

味で用いられている言葉であるが、これは広く現在の美を超える美を追求するサービスであって、きわめて個人的な美的感性に基づく価値基準から発する人間の精神的・身体的な在り方への思いあるいは願いを受けとめるサービス業であると理解されており、エステティックサロン（全身美容の店）を経営する企業体に対して、顧客である各人が希望する美もしくはより良く得たいものは何かを率直かつ明瞭な形で情報として、これを伝え、上記企業体から、それに関連するサービスの在り方などの情報説明などを受けることから、会社と顧客の契約関係のすべてが始まるところ、顧客である被控訴人らが、エステティックサービスを受けるために、自らの氏名、住所、電話番号、年齢、職業といった個人識別情報とともに、エステティック特有の身体的もしくは美的感性に基づく価値評価をくださべき身体状況に係るものである個人情報を提供することは、まさに被控訴人各人が誰にも知られたくない種類の価値観に関係した個人情報を申告するものにほかならない。こうした個人情報の申告を受ける控訴人は、エステティック産業を営む企業体として、かかる情報管理の厳密さに関する信頼を前提にして、その申込みを勧誘するなどの業務を行い、その後、すでに提供された情報などを前提としてエステティックサービスを行うことに照らせば、仮に、当該情報を管理すべき秘匿要請の強弱・厚薄の程度につき万人に共通する基準を一律に決しがたいとしても、逆にそうであるからこそ、一層慎重な配慮のもとに顧客の個人情報を厳密な管理下で扱わなければならないと解すべきである。以上によれば、個人識別情報のほかにエステティック固有の事情に関する情報は、全体として、顧客が個人ごとに有する人格的な法的利益に密接なプライバシーに係るものといえ、控訴人のサービス業務に関係しない何人に対しても秘匿すべき必要が高く、また、顧客の合理的な期待としても強い法的保護に値するものというべきである」等と判示して、被告会社の損害賠償責任を認めた。なお、この判示に続けて東京高裁は「本件において流出した情報がエステティックサービスに係るものであるところから、個々人の美的感性の在り方や、そうしたものに関する悩み若しくは希望といった個人的、主観的な価値に結びつく、あるいは結びつくように見られる種類の情報である点で、流出データ回収の完全性に対する不安ないしは精神的苦痛に対する慰謝料請求や、大学在籍に係る個人識別情報の開示に関する慰謝料請求につき判定されるべき場合よりは、通常、より高い保護を与えられてしかるべき種類

業、年齢、性別についても、みだりに開示されないことの期待は同様に保護されるべきものといえる。(中略) エステティックサービスに関心があり、エステティックサロンを経営する被告に個人の情報を提供したことは、純粹に私生活上の領域に属する事柄であって、一般に知られていない事柄でもある上、社会一般の人々の感受性に照らし、他人に知られたくないと考えることは、これまた自然のことであるから、これらの情報全体がプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるものというべきである。」

の情報であると認められることにかんがみて、高額にすぎることではなく適切妥当であるというべきである。」と判示している。

上記 Yahoo! BB 事件同様、プライバシー権の要保護性は明らかにされている。被侵害利益に関する判断基準は判決文からは直ちに明らかにはならない。まず明示的にノンフィクション『逆転』事件や長良川リンチ殺人事件報道訴訟の最高裁のように比較較量を行っている箇所は見当たらないが、この判決の判断枠組みに関しては後で検討する。

3. 子供の個人情報の漏えいと親のプライバシー権の侵害（【争点1】関連）

以上の事例を参考に、本判決の検討に移る。本件で漏えいした情報は「A（Xの子）の氏名、性別（女）、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、保護者名（X）」であり、いずれもAの名義でY社のデータベースに搭載されていたものである。もっとも、保護者であるXが権利を侵害されたと主張しており⁶²、そこで「漏えいしたAの個人情報とXの個人情報の共通性」が一つ目の争点とされていた。これは、既に掲げた先例のいずれでも問題とされておらず、現代に特有の問題であるかもしれない。原審判決は上記の通り、10歳未満のAがXと同居している可能性が高いという事実などを媒介として、上記個人情報の殆ど（Aの氏名・性別を除く）がXの個人情報でもあったことを基礎づけ、Xに対するプライバシー権侵害⁶³を導く手法を用いている。この手法には、若干技巧的な印象も受けるが、X側の訴訟戦略に左右される側面もあろう。ここで、仮に「保護者であるXの個人情報（氏名以外に住所等も）が漏えいした」点だけを直接に判断してしまうと、事案の実体からは離れた判断となってしまうであろう。やはり、データベースに登録されていたのは主にAの個人情報であり、漏えいしたのもまずはAの個人情報である。一方で、知らない業者等から多数DMが届くなどの事態を考えた場合に、個人情報が漏えいしたことにより大きな被害を受けるのはXである可能性も高く、XもAに劣らないほど不快感や不安を抱くであろう。結局のところ、プライバシー権は個々人に帰属するという前提を変えずに

⁶² 本文で述べたことに加え、娘であるAを訴訟に巻き込みたくないというXの親としての心情が関係している可能性も考えられる。

⁶³ なお、本件個人情報の漏えいが個人情報保護法違反を構成しうる点は前述した（前掲注⑥）。ここで、個人情報保護法上の「個人情報」と判例のいう「プライバシー」は、重なりはあるものの別個の概念であり、両者の関係につき詳細な判示がまだなされていないため、「個人情報の漏えいによってプライバシーが侵害されうる」という本判決や裁判例の判示に、“木に竹を接いだ”ような印象を若干受ける。もっとも、個人情報保護法が業者を直接に規制する「公法」であり、民事責任の規定を持たないため、これを不法行為法上保護の対象にするには民法やそれに付随する判例を参照するほうが法的安定を確保できる。そして、現在の議論状況のもとでは、上記のように発展を続け、議論の蓄積のある「プライバシー権」を被侵害利益として参照するのが最も適切である。最高裁の判例法理はそのような意味で一貫していると考えられる。

「Aの個人情報が漏えいした事実」を「Xのプライバシー権侵害」の議論へとつなげるには、事実のレベルで「Aの個人情報とXの個人情報の共通性（漏えいしたものはXの個人情報でもある）」という点を指摘することが最も妥当である。若干技巧的かもしれないが、原審のこの箇所の判断は紛争の実体と主たる被害者の救済との両立をはかろうとするものとして評価できる。

本件のように子供の情報が漏えいして保護者等が被害を受けるというパターンは少なくないと思われ、原審判決はそのようなパターンに事実認定のレベルで一つの方策を提供したものと見える。もっとも、原審判決の「Aが、本件漏えい当時、10歳未満の未成年者であると認められることからすると」「被控訴人が主張するように、本人と保護者が別居している場合もあり得るが、本人が10歳未満の未成年者である場合には、それは、例外的な場合であると考えられるから」などという判示から、本件限りの事例判断であることが推察される。今後裁判所が本件原審判決のような事実認定手法を用いるかどうかは現時点では予想できず、今後の事例の蓄積を待つほかない。

4. 個人情報漏えいによる「プライバシー権」侵害と本判決の判示事項（【争点3】関連）

(1) 前提問題—被侵害利益は何か

次に、【争点3】との関連で争われているのは、直接には「損害発生の有無」という点であるが、「被侵害利益」の理解の違いもそれに影響を及ぼしている。本件第一審判決は「Xの個人情報のうち氏名のみが漏えいした」という事実認定のもと、これが現行法上権利利益として具体的に認められていないとして、「法律上保護されるべき権利利益ということとはできない」と結論づけている。原審判決は先述の事実認定により、本件各種情報漏えいを「Xの個人情報漏えい」として構成したが、それによる「不快感や不安」は不法行為法上保護される被侵害利益に当たらないと述べている。一方で、最高裁は、原審判決を破棄し、本件個人情報漏えいによりXのプライバシー権の侵害があったと述べている。このように、第一審から最高裁までそれぞれの判決で「被侵害利益」に関する理解が異なっており、一貫性に欠ける。

このうち、まず、第一審判決が、「Xの氏名情報のみが漏えいした」とした点は、（前款で述べたことと重複するが）「Aの情報漏えいによってXが被害を受ける」という紛争の実体を捉えておらず、後述の通り単純な個人情報の漏えいでもプライバシー権の侵害を認める近年の裁判例の流れと異なる見解をとる理由付けをしていない点において、検討不足である。その点、原審判決と最高裁はその紛争の実体は捉えている。ここで、原審判決と

本判決（最高裁）の結論を分けたものは「プライバシー権」が侵害されたと考えたか否かにある。

原審判決が根本的に「個人情報とプライバシー権は別のものである」と考えたのか、「個人情報漏えいによりプライバシー権侵害がありうる点是否定せず、『不法行為責任』との関係で本件では侵害があったとはいえない」と考えたのかは明らかではない。もっとも、本稿が紹介した事例のうち、例えば、ノンフィクション『逆転』事件は前科情報を小説で故意に公開したこと、長良川リンチ殺人事件報道訴訟でも前科情報を報道で故意に公開したことによるプライバシー権の侵害をそれぞれ最高裁として認めている⁶⁴。本件事案は、これら最高裁判例と事案の性質は若干異なるものの、過失によって個人情報を第三者に漏えいさせてしまった点においては共通性を持つので、同様にプライバシー権の侵害が問題とされるべき事案であるといえる。また、Yahoo! BB 事件や TBC 事件⁶⁵ は下級審判決ではあるものの、デジタルの媒体で他者に取得され保存されていた住所・氏名など単純な個人情報がさらにその他の第三者へと漏えい（Yahoo! BB 事件では不正アクセス、TBC 事件ではインターネット上での公開）した点において事案の性質がより本件に近く、これら両下級審判決ともプライバシー権⁶⁶ 侵害が大きな争点とされている。本件事案も同様に、これら単純な個人情報が（デジタルの形で）大量に企業によって取得された後、漏えいしたことによってプライバシー権が侵害されたことが問題とされるべき事案である。これらの観点から、「不快感」「不安」が被侵害利益たりえない点しか述べない原審判決は、これまでの最高裁判例からも、近年の同種事案の下級審判決の流れからも、説明不足の感を否めない。不法行為法上の「被侵害利益」との兼ね合いでプライバシー権の侵害を問題とすべきであり、その点を否定するのであれば、これまでの判例や近年の下級審とは違う見解をとる理由が詳細に説示されるべきであった。この争点に関しては、プライバシー権の侵害を正面から問題とした最高裁の判断が最も適切であったといえる⁶⁷。

⁶⁴ なお、前科照会事件も、前科情報を意に反して会社等に公開された事件であるが、法廷意見が明確にプライバシー権の用語を用いていない。早稲田大学名簿提供事件は、「講演へ参加した情報」の「警察への提供」を問題としており、そこから第三者に漏えいすることは問題としていないので、本稿の題材たる「個人情報漏えいに基づくプライバシー権侵害」の視点から考えた場合、若干特殊な事例である。

⁶⁵ なお、TBC 事件の事案においては、個人の美的感性等に関連する情報など、単純な個人情報以外のものも同時に流出していた。判旨を紹介した通り、これは損害賠償額の高額化には影響しているが、単純な個人情報が漏えいした事案である点では Yahoo! BB 事件と変わらない。

⁶⁶ なお、Yahoo! BB 事件や TBC 事件の事案、本件事案で問題とされる漏えい態様は、プライバシー権の「自己情報コントロール権」的な理解に親和的である。

⁶⁷ 影島・前掲注(8)76頁。なお、個人識別情報自体を保護法益としなくとも、本件Xの個人識別情報と家族情報が流出したことによって、個人的生活空間を他者からのぞき見られ平穏に私生活を送る利益を侵害された（千葉・前掲注(8)77-78頁）という考え方もできなくもない。

(2) 先例に見るプライバシー権侵害の判断枠組みと本判決

上記のように、個人情報の漏えいによってプライバシー権が侵害されうるとの前提に立った上で、既に掲げたような先例を詳細にみても、大きく二種類の判断枠組みがある点が学説から指摘されている⁸⁸⁾。一つ目の立場は、対立する私人の反対利益との衡量を通じてプライバシー権侵害の有無を判断する立場である（以下、本稿では比較較量説という）。例えば「長良川リンチ殺人事件報道訴訟」の判旨には「プライバシーの侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立する」との文言が見られる。また、ノンフィクション『逆転』事件の判旨も、長良川リンチ殺人事件報道訴訟の最高裁判決を引用した上で「前科等にかかわる事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合には、その公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができるものといわなければならない」と判示しており、同じ立場をとっていると理解できる。この立場においては、プライバシー権を侵害されたことに伴う不利益の程度が重要な考慮要素になっている⁸⁹⁾。

もう一つの立場は、プライバシー権を侵害されたことによる不利益の程度を問題とせず、「同意を得ず開示したか」のみを問題とする立場である（以下、本稿では同意説という）。

例えば、早稲田大学名簿提供事件の最高裁判決は「本人が、自己が欲しくない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報、上告人らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである」と判示しており、簡単に同意を得られたにもかかわらずそれをしなかったことが不法行為責任につながる旨判示している。本件事案同様、住所氏名等の単純な個人情報（デジタル）の漏えいが問題となった事案であるYahoo! BB事件の判決文も「本人が、自己が欲しくない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、これらの個人情報、原告らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである」として、同意説を採っている。一方、TBC事件の東京高裁判決ではこの点が争点とされていないため、プライバシー権の侵害に関する判断枠組みが示されていない。もっとも、原審判決（東京地裁平成19年2月8日判タ1262号270頁）が「自己が欲しくない他者にはみだりにそれを開示されたくないと考えるのは自然のことであり、そのような情報がみだりに開示されないことに対する期待は一定の限度で保護されるべきも

⁸⁸⁾ 議論の整理につき、飯塚・前掲注②81-82頁など参照。

⁸⁹⁾ 山下・前掲注(8)123頁。

のである⁴⁰⁾」等として同意説に立って判示をしており、東京高裁判決もこれを前提としていると考えられる。

以上をまとめると、比較較量説をとる判例としてノンフィクション『逆転』事件や長良川リンチ殺人事件報道訴訟等があり、これとは異なる同意説をとる判例・裁判例として早稲田大学名簿提供事件、Yahoo! BB 事件や TBC 事件があると整理される⁴¹⁾。「同意を得ずに漏えい・開示させたか」という点のみを問題とする同意説は、基準としてわかりやすい。また、特にデジタルの個人情報が漏えいしやすく、拡散した場合の被害が深刻化しやすい現代社会にマッチしやすいという利点があると考えられる。この判断枠組みをとる Yahoo! BB 事件、TBC 事件ともにデジタルな個人情報が漏えい・拡散した事件であった⁴²⁾。一方、「プライバシー権を侵害されたことに伴う不利益の程度」も考慮することが可能な比較較量説は、「漏えいした情報の性質⁴³⁾」や「漏えいの態様⁴⁴⁾」等も場合によって考慮要素に入れることで、事案ごとにきめ細やかな対応ができる可能性がある。さらに、「考慮すべき私人の反対利益」とのバランスで被侵害利益を考える場合に適した基準である。例えば、ノンフィクション『逆転』事件⁴⁵⁾では「表現の自由」、長良川リンチ殺人事件報道訴訟では「報道の自由」との衡量が問題とされているといえよう。

このような議論を前提として、「本判決がいずれかの判断枠組みを採用しているか」についても争いがある。まず、本判決が早稲田大学名簿提供事件の採用した判断枠組み（同意説）の流れをくむものであることを指摘するものがある⁴⁶⁾。一方で、「個人情報に関するデジタルデータの漏えい・流出行為について個人情報の提供を受けた者提供を受けた者が民事上の責任を負担するかどうかは、むしろ自己情報のコントロール権の保護と個人情報に関するデータを利活用しようとする者の自由をどのように調整するのかという観点から

40) 判決の文言の詳細は前掲注8)参照。

41) 松浦・前掲注(8)122頁、前田・前掲注(8)法教123頁、加藤・前掲注(8) NBL 1127号99頁、山下・前掲注(8)123頁。

42) 本稿の取り上げた事件は主に、出版物や報道（ノンフィクション『逆転』事件、長良川リンチ殺人事件報道訴訟）やデジタル情報のインターネット上への漏えい（Yahoo! BB 事件、TBC 事件、本件事案）により第三者への情報拡散が問題とされている。早稲田大学名簿提供事件が最高裁として同意説をとっているが、デモ等が切迫していた状況下で「捜査機関」へ同意なく提供したことだけが問題となっており、拡散のおそれは少ない点において、若干特殊な事案に関するものである。

43) 例えば、現代のネット社会において前科情報が漏えいしてしまった場合の方が、単なる氏名・住所情報が漏えいした事案よりも深刻なプライバシー権侵害が起り、被害者の被害の程度は大きいであろう。

44) 例えば、紙媒体で一組織や一地域に漏えいした場合と、インターネット上で自由に閲覧可能な態様で漏えいした場合は、後者の方がプライバシー権侵害は深刻であり、被害者の受ける被害は大きいであろう。

45) ノンフィクション『逆転』事件は「表現の自由とプライバシーの緊張関係を調整」ゆえに相関関係的な判断となることを明らかにするものとして、加藤・前掲注(8) NBL 566号91頁。

46) 松浦・前掲注(8)122頁、山下・前掲注(8)123頁。

検討すべき問題である⁴⁷⁾として、比較較量説の発想に親和的であるような説示も見られる。その他、判断枠組みに関するこれら説の対立につき明示的に結論を述べていないものも散見される⁴⁸⁾。

本判決を再掲すると、「本件個人情報、原告人のプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきであるところ（最高裁平成14年（受）第1656号同15年9月12日第二小法廷判決・民集57巻8号973頁参照）、上記事実関係によれば、本件漏えいによって、原告人は、そのプライバシーを侵害されたといえる」と述べており、確かに早稲田大学名簿提供事件の最高裁判決を引用してはいる。しかし、ここが早稲田大学名簿提供事件の「どこを引用・参照した」箇所なのかは慎重にみる必要がある。

ここで、早稲田大学名簿提供事件の最高裁判決には、先述の通り、大学が個人情報を警察に開示することについて、予め講演参加者の同意を得なかったことが「プライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、（中略）プライバシーを侵害するものとして不法行為を構成するというべきである」として、本稿でいう同意説を採用している箇所がある。仮にここを引用・参照しているのであれば、本判決が「判断枠組みの点においても」早稲田大学名簿提供事件の流れをくむ判決であり、住所氏名等の単純な個人情報（デジタル）の漏えいの問題につき、最高裁として同意説を採用することを明確にしたという点で意義を有することとなる。

しかし、本判決はそこまで踏み込んで判示したのであろうか。もう一度よく見てみると、早稲田大学名簿提供事件の最高裁判決は、上記判示の直前で「本件（中略）個人情報についても、本人が、自己が欲しくない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報は、原告人らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである」と述べている。プライバシー権侵害の判断枠組みの前提として、氏名や住所、学籍番号等の単純な個人情報も漏えいさせると不法行為上のプライバシー権の侵害となるということ判示している箇所である。本判決はここだけを引用しており、プライバシー権侵害の判断枠組みには踏み込んでいないという読み方もできる。このように解した場合、住所氏名等の単純な個人情報の漏えいに基づくプライバシー権侵害⁴⁹⁾の問題（特にデジタル情報⁵⁰⁾

47) 千葉・前掲注(8)78頁。ただし、本判決がどの立場をとっているかについての明確な記述はない。

48) 加藤・前掲注(8) NBL 1127号99頁。

49) 早稲田大学名簿提供事件は紙媒体での情報漏えい事件である。Yahoo! BB 事件や TBC 事件はデジタル情報の漏えいが問題とされており、同意説を採用しているが、これは下級審の判決である。

50) 早稲田大学名簿提供事件は紙媒体での情報漏えい事件である。

が問題となる事案）に関して、最高裁はまだ早稲田大学名簿提供事件と同じ同意説の判断枠組みを表明したことにはならず⁶¹⁾、差戻審や他の同種事件の判断を参考にしつつ、今後の最高裁の判断を待つべきこととなる⁶²⁾。そして、住所氏名等の単純な個人情報（しかもデジタル情報）の漏えいに関して、不法行為法上のプライバシー権の侵害を最高裁として初めて認めた点にのみ本判決の意義があるということになる。

今一度本判決に目を戻すと、「本件個人情報は、上告人のプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきであるところ」という判示は後者のような読み方をするのが文理からして自然であるし、また、その他に同意説や比較較量説などの判断枠組みに明らかに言及したと思われる箇所が見当たらない⁶³⁾。本判決の判決文を読む限り、前者の読み方のようにプライバシー権侵害の枠組みまで読み込むことはできず、後者のような読み方がさしあたり妥当であると考えられる⁶⁴⁾。

5. 本判決の意義と残された課題

以上の検討の通り、住所氏名等の単純な個人情報の漏えいもプライバシー権の侵害となることを最高裁として認めた点が本判決の意義であると考えられる。具体的に、前科照会事件、ノンフィクション『逆転』事件、長良川リンチ殺人事件報道訴訟などで漏えいした情報は「前科情報」であり、これが漏えいすると情報の主の社会生活が困難になるなど、大きな被害を受ける点において情報の要保護性はより高いといえよう。それに対して、Yahoo! BB 事件や TBC 事件で漏えいしたのは住所氏名等の単純な個人情報である。これら情報を決して漏えいさせてはならないことはもちろんであるが、上記前科情報が漏えいした場合ほどの被害を被害者（情報の主）は受けにくく、要保護性は前科情報ほど高く

61) 過去に個人情報漏えいしたことに基づく「プライバシー権」侵害が問題とされた先例は、本文で紹介した通り、情報の重要性、故意による漏えいか過失による漏えいか、第一次漏えい先がどこでどの程度拡散の危険性が高いかなど、事案ごとにパラメータが異なっているため、判断枠組みに関しては、現時点で最高裁として何らかの結論を出すことに慎重になった可能性もある。

62) 千葉・前掲注(8)78頁も「個人情報をみだりに他人に公開されないという法益の侵害として捉えている点で、本判決は、近時の最高裁判決の考え方を踏襲するものである」としている。加藤・前掲注(8) NBL 1127号99頁も参照。

63) 早稲田大学名簿提供事件は捜査機関への情報提供が問題とされた事案であるし、それに関する被害者（情報の主）の同意を得ることが容易であったという点において、本件事案とは大きく前提が異なる。

64) 本文で掲げた先例についても、時系列に並べ替えると、前科照会事件（補足意見）、ノンフィクション『逆転』事件、長良川リンチ殺人事件報道訴訟の三つが比較較量説に立っており、その後出された早稲田大学名簿提供事件、Yahoo! BB 事件、TBC 事件が同意説である。このことから、最も単純な推測として、最高裁が早稲田大学名簿提供事件以降事実上「プライバシー権」に関する判断枠組みを変更したということもできなくはない。しかし、先述の通り、早稲田大学名簿提供事件は個人情報の漏えいに基づくプライバシー権侵害という観点からみると若干特殊事例であり、現時点ではこのように断言できない。

ない。早稲田大学名簿提供事件以降は、どちらかというと後者のような情報の漏えいが問題とされている。本判決は、早稲田大学名簿提供事件以降、Yahoo! BB 事件や TBC 事件において、デジタルの個人情報漏えい事件に関して下級審が「プライバシー権」の保護を及ぼしていた流れを追認し、早稲田大学名簿提供事件の判示事項のうち「単純な個人情報に関してプライバシー権の保護が及ぶ」点に限って引用・参照することで、本件のような典型的な個人情報漏えい事件でもプライバシー権に基づく法的保護がなされることを最高裁として初めて明示した⁶⁵⁾。

それに対して、先述の通り、本判決はプライバシー権侵害を判断する判断枠組みについては踏み込んでいないと考えられる。特に「単純な個人情報（デジタル）が漏えいした場合」に関して、不法行為上の「プライバシー権侵害」との関係で裁判所がどのような判断枠組みをとるかは現時点では表明されておらず、今後の裁判例・判例にゆだねられていると考えられる⁶⁶⁾。本件差戻審を含め、今後の裁判例の行方を注視しつつ、学説においても検討することが必要であろう。

また、既述の通り「過失」に関する判断やその枠組みもまだ明らかにされていない。資料として公開されている「個人情報漏えい事故調査委員会による調査結果のお知らせ⁶⁷⁾」には、当時のY社の情報漏えい防止の体制等が詳細に記載してある。これが個人情報保護法20条等に違反するか、また、不法行為法の「過失」に該当するか否かという判断は法的にも極めて重要であるし、他の事業者にとってもどの程度の体制を備えておけばよいかということの参考になるところも大きいであろう。既述の通り、控訴審でも最高裁でもこの点は判断されなかったため、差戻審の判断が待たれるところである。参考までに、本件と全く同じ情報漏えい事件に関する別件訴訟に関して、千葉地裁平成30年6月20日金判1548号48頁（以下、平成30年千葉地判という）が判断を下しているので紹介したい。平成30年

⁶⁵⁾ 前科照会事件、『逆転』事件、長良川リンチ殺人事件報道訴訟、早稲田大学名簿提供事件は「デジタルではない情報（拡散しにくい）を故意に情報を漏えいさせた事件」である一方、Yahoo! BB 事件と TBC 事件は「デジタル情報（拡散しやすい）」を漏えいさせた事件ではあるが「故意に」漏えいさせてはいない。漏えいした情報の存在形式や、漏えいに対する故意・過失の有無にこのような違いがある。

⁶⁶⁾ そもそも比較衡量説と同意説が対立しているのかという点も慎重に検討しなければならない。最高裁は場面に依じて二つの立場を使い分けている可能性も否定できないからである。さらに、例えば早稲田大学名簿提供事件を比較衡量説で考えた場合にも、考慮すべき反対利益がない（窪田編・前掲注(4)540頁以下〔水野執筆〕）ことになる。Yahoo! BB 事件や TBC 事件に比較衡量説をあてて考えても「情報を漏えいさせる自由」が保護に値しないことは明らかである。要するに、最高裁が一貫して比較衡量説をとりながら、早稲田大学名簿提供事件以降の事例では「考慮すべき反対利益がない・保護に値しない」ためにこのような判示になっている可能性も全く否定することはできない。今後裁判例・判例が蓄積することで、遑ってこれら判断枠組みの相互関係や詳細が徐々に明らかになってゆくと考えられる。

⁶⁷⁾ 前掲注(1)参照。

千葉地判では、本件事案のY社の業務委託先であったD社が「アラートシステム⁵⁸⁾」,「書き出し制御システム⁵⁹⁾」を採用していたにも関わらず、スマートフォンへの情報書き出しは対象外とされていた点⁶⁰⁾が民法709条, 715条, 個人情報保護法20条その他の規定⁶¹⁾との兼ね合いで争点とされた。しかし、千葉地裁は民法715条との関係では、Y社の指揮監督が当該システムエンジニアに及んでいたという主張立証がないとの理由で請求を棄却した。また、同地裁は民法709条の「過失」との関係では、スマートフォンへの転送に関して予見義務があったとはいえ、また情報システムの監視にどのような方策を講ずるかに関してY社は裁量権を逸脱していない旨判示して、請求を棄却している。また、この平成30年千葉地判のコメントには、「同じ平成30年6月20日、被害者約180人による損害賠償を求める民事訴訟において、MTP対応のスマートフォンによる個人情報不正取得について予見可能性を認め、同社の過失を認めたとのことである⁶²⁾」ただし「『慰謝料が発生するほどの精神的苦痛は発生していない』として被害者側の損害賠償請求を棄却する旨の判決を言い渡したとのことである⁶³⁾」とあるが、この事例は（本稿執筆時）判例集にまだ登載されておらず、詳細は確認できない。この点も含めて、今後の本事件や同種事件に関する裁判所の判断に注目したい。

デジタル媒体の個人情報漏えい事件に対して裁判所が判断を下し、公開されているものは、現時点ではそう多くはない。筆者の能力と紙幅の限界で、本稿は題材とした事件で最高裁が何を判断し、何については検討課題として残されているのかという点を簡単に整理し、検討を加えるにとどまった。もっとも、現在訴訟になっていないものも含め、今後個人情報漏えいと企業の責任に関わる裁判例は増加してゆくであろうし、そのような紛争への対応や予防にさらに企業社会は注目を集めてゆくはずである。こうしている間にも個人情報は企業によって大量に取得・保有され、利活用されており、常にそれら情報は漏えいの危険にさらされている。この問題に対処するためには、今後は守られるべき権利利益やその法的責任に関する理論的な検討も欠かせない。筆者も本判決や本稿で残った課題につ

58) クライアントパソコンと個人情報を保有するサーバとの間の通信量が一定量を超えた場合に、データベースの管理者にアラートが送信される仕組み（金判1548号49頁参照）。

59) クライアントパソコンを含む社内パソコンのデータの外部記録媒体への記録を制御するシステム（金判1548号49頁参照）。

60) なお、本件で情報を持ち出したシステムエンジニアは、私物のスマートフォンに個人情報を転送して持ち出したと認定されている。

61) 上記のほかに、経済産業大臣が個人情報保護法34条1項に基づいてY社に行った勧告（平成26年9月26日付）や、経産省によるガイドライン（平成21年10月9日改正）、独ちる行政法人情報処理推進機構（IPA）のガイドライン（平成25年3月25日策定）などへの抵触が問題とされた。

62) 金判1548号52頁引用。

63) 金判1548号52頁引用。

いて、差戻審や同種訴訟の動向に注意しつつ、検討を続けたい。

参 考 文 献

脚注で掲げたもののほか、下記の文献を参照した。

- 1) 竹田稔著『プライバシー侵害と民事責任』（判例時報社，1991）
- 2) 宮下紘著『プライバシー権の復権（自由と尊厳の衝突）』（中央大学出版部，2015）
- 3) 宇賀克也著『個人情報保護法の逐条解説〔第6版〕』（有斐閣，2018）
- 4) 園部逸夫ほか編『個人情報保護法の解説《第二次改訂版》』（ぎょうせい，2018）